

令和2年度複製物作成計画

令和2年4月10日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定、平成27年5月27日一部改正、平成30年10月1日一部改正）等に基づき、令和2年度に独立行政法人国立公文書館(以下「館」という。)が複製物を作成する対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和2年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、破損又は汚損を生ずるおそれにより原本の利用を制限する必要性も考慮し、御署名原本、内閣文庫等の約2万3千冊(約210万コマ以上)とする(主な対象は、下表のとおり)。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
行政文書	御署名原本	法律や政令等の公布原本である御署名原本 令和2年度受入分(昭和64・平成元年、平成2年作成) (約940冊)
	財政史資料・議会参考書	帝国議会(第1回～第56回)の政府答弁用参考資料 として作成された想定問答等(財務省から移管) (約250冊)
内閣文庫	和書	内務省、外務省、教部省等旧蔵資料 (約2,600冊)
	漢籍	紅葉山文庫、木村兼葭堂等旧蔵資料 (約19,000冊)

3. 複製物の作成・提供方法等

複製物は、デジタル化により作成し、本年度末までに館デジタルアーカイブにより利用に供するものとする。